

相談支援センター「らん」



らん (4階)
中央町2 電話：0143-22-3300
FAX：0143-22-3366
メール：ran@sanai-hospital.or.jp



げんせん
母恋北町1
電話：0143-24-7070
FAX：0143-24-7070
メール：siencenter-gensen@opal.plala.or.jp

障がい者総合相談支援室「げんせん」

障がい者支援、気軽に相談を

ひとりで悩んでいませんか一室蘭市が障がいのある人や家族が抱える生活上の問題解決のために相談支援事業を委託している施設が2カ所あります。4月から1カ所が基幹相談支援センターになり2カ所に拡充し、これまで以上に市内の相談支援事業所や福祉施設、医療機関と連携した気軽に相談できる体制が整いました。どうぞ相談ください。

室蘭市、施設2カ所に事業委託



さまざまな支援相談に応じる基幹相談センターになった「らん」の相談員

■「らん」は相談員4人で、今回、基幹相談支援センターになり、1人増の5人体制になりました。事業内容は、日常生活から福祉サービスをはじめ、健康増進や趣味、余暇活動、就労、権利擁護などさまざまな相談を受け付けています。市が委託する2施設は、母恋北町の室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」と、中央町2の室蘭市相談支援センター「らん」です。「げんせん」は相談員5人体制で、日曜、祝日、年末年始を除く午前9時から午後6時まで、障がいの種別、年齢を問わず相談を受け付けています。

■「らん」は相談員4人で、今回、基幹相談支援センターになり、1人増の5人体制になりました。事業内容は、日常生活から福祉サービスをはじめ、健康増進や趣味、余暇活動、就労、権利擁護などさまざまな相談を受け付けています。市が委託する2施設は、母恋北町の室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」と、中央町2の室蘭市相談支援センター「らん」です。「げんせん」は相談員5人体制で、日曜、祝日、年末年始を除く午前9時から午後6時まで、障がいの種別、年齢を問わず相談を受け付けています。

■「らん」は相談員4人で、今回、基幹相談支援センターになり、1人増の5人体制になりました。事業内容は、日常生活から福祉サービスをはじめ、健康増進や趣味、余暇活動、就労、権利擁護などさまざまな相談を受け付けています。市が委託する2施設は、母恋北町の室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」と、中央町2の室蘭市相談支援センター「らん」です。「げんせん」は相談員5人体制で、日曜、祝日、年末年始を除く午前9時から午後6時まで、障がいの種別、年齢を問わず相談を受け付けています。



グループホームに入っている利用者に生活の近況を定期的に聞くのが相談員の役割

問い合わせは室蘭市障青福祉課
TEL 0143・25局1105番
FAX 0143・25局1166番

相談事例を紹介

■50代女性から、病気の治療のため入院が必要になったが、子どもに障害があり一時預かりをお願いできる人がいません。「事前にショートステイ(短期入所)できる施設を見学し、施設の職員の雰囲気や建物を確認してもらったため、親子ともに安心してショートステイを利用できました。いざというときのために、あらかじめ市に申請手続きをしておくとうれしいです」

■40代男性から、精神疾患があり一般就労にはすぐに就けず、家にこもりがちになってしまふ。

「一般就労の可能性を含め、さまざまな選択肢を検討した結果、数カ所の福祉就労支援の見学や体験利用してもらい、福祉就労支援施設に通所を開始しました。その後はステップアップして一般就労することができました」

■80歳を超える高齢の親と50代の障がい者の世帯。両親は健康だが衰えていき、50代はひきこもりで将来が不安になります。「将来の住む所や生活費、仕事について相談。相談員は障害年金の制度紹介と申請支援を行った。またグループホームや就労支援事業所など障がいがある方がどのように生活を送っているかを紹介。見学や体験利用を経て、現在では、障害年金を受給しながら福祉就労支援施設で仕事をしている」

今すぐのグループホーム利用ではないが、本人らしく毎日の生活を送っている。ひきこもっていた時代とは見違えるほどの活力にあふれている」

■40代男性は、精神科病院から退院することになり、住まい(グループホームやアパート)を見つけようとするが、身寄りがいなく、保証人になってくれる人がいない。地域の物件情報を知るすべがありません。「入院中から精神科病院に相談員が追加し、医師や看護師、精神保健福祉士等と治療内容を確認しながら、本人の希望する生活ができるよう、グループホームや不動産を紹介し見学・体験利用してもらった。退院後も安心して通院治療を受けながら地域生活をしている」

「基幹相談支援センター」障がいのある人や家族が抱えるさまざまな生活上の問題を解決していくためには、必要な時に身近な地域で、気軽に相談できる体制の構築が必要であり、相談内容に応じて適切な支援を迅速に行うことが重要です。室蘭市では2008年度(平成18年度)から相談支援事業所2カ所に相談支援事業を委託して実施し、12年度からは基幹相談支援センターを設置し、市内の相談支援事業所や福祉施設、医療機関と連携して障がいの有無にかかわらず安心して暮らせるまちづくりを進めています。